

## 在日韓国人の名前の名乗り方

酒井 はるみ \*

(2011年11月25日受理)

### Identified names by the Koreans living in Japan

Harumi SAKAI\*

(Received November 25, 2011)

#### Abstract

Most of Koreans living in Japan as special permanent residents have two last names. The purpose of this paper is to clarify how they use these two names severally and to which name they identify more as their own names. The author uses the secondhand materials like books written by Korean men and women, interview records conducted by scholars and so forth. The result showed that most of them began to use Korean names after their youth and that they seemed to identify their Korean names as the symbol of themselves and their ethnicity, rather than nationality, Korean language, and traditional ethnic memorial services.

#### はじめに

戦後日本において氏（姓）に付与する意味が最初に問題にされたのは、民法改正を進めていた1946年当時であった。戦前の家族制度を意識させる氏から家的な属性を弱め、共同生活をする親族が氏を同一にするという実体的な氏への変更の努力がなされたが（我妻榮 1956）、その際氏が親族の氏なのか家族の氏なのか個人の氏なのか論じられた形跡はない。爾来、家族が同一姓を名乗ることから、意識されることもないまま家族の氏（姓）という認識が共有されてきたといえる。

1970年代に入ると、自分探し、アイデンティティを重要な価値とする、ウーマン・リブ運動の中から、自己の姓の名乗り方の自由を求める女性たちの声があがり、改めて家族の姓か個人の姓かが問われるようになった。1980年代半ば以降、夫婦同姓・別姓の選択を求める運動が展開されてきたが、そこでは姓を個人のアイデンティティの象徴と主張する傾向が強かった。姓に対する新しい視点の出現であった。

---

\*茨城大学教育学部（〒310-8512 水戸市文京2-1-1；College of Education, Ibaraki University, Mito 310-8512 Japan).

個人のアイデンティティを保証する姓であれば、家族成員は同じ姓を名乗らなくてもよくなる。これに対して家族は同一の姓でなければならない、家族の姓が家族員を統合しているのだと強く主張する多くの人々がいる。日本人の姓は家族の姓か・個人の姓かはイデオロギー論争と化し、保守派と反保守派の間で交わることのない主張を繰り返しているのが現状である。

一体姓とは、名前とは何であろうか？家族と個人をアイデンティティの視点から問題にしてきた名前に、外国人／エスニシティという視点を加えて検討してみたら、これまでとは違う名前の何かが見えてくるかもしれない。そこで本論文では、在日韓国人の名前の名乗り方を取上げてみたい。在日韓国人にとって、名前の問題は植民地時代に端を発し、その後の大韓民国の独立によって、国境をまたぐ問題として引き続き存在することとなり、名前について様々な側面が見えるように思われるからである。在日韓国人の姓とその名乗り方そしてその意味を問うことを通して、彼／彼女たちにとっての姓に内在する問題を探ってみたい。

## 1. 研究の方法と若干の用語法

本研究はすべて文献研究である。多くの個別ケースが取り上げられるが、それらは自著や手記、インタビューなどの二次資料によるものである。自著や手記は内容分析、インタビュアーによるまとめの場合はまとめの内容分析を行った。

名前とは姓（last name, family nameにあたるもの）と名（first nameにあたるもの）を含む意味で使用する。日本では氏（姓）だけが問題になっているが、ここでは名も含めておく。

この論文では、使用に際し問題となりがちな用語、日常的に混乱を招きがちな用語を使用することがあるので、用語の限定をしておくこととする。

### ○氏と姓

日本におけるいわゆるラスト・ネームの用語は、法律用語として氏が使用されることになったが、社会生活上は氏と姓はほぼ同義に使用されている（井戸田 1999）。本稿においても氏と姓の使用については特段の区別なく使用することとする。しかし、朝鮮と韓国の場合は、もともと族譜という姓の制度を持っていたが、日本による植民地化政策として創氏改名を行った経緯から、氏と姓を使い分けることとする。

### ○朝鮮・韓国・コリアン・ハングル・民族語・韓国人・朝鮮人・在日韓国人

戦前については朝鮮を使用する。戦後は大韓民国と朝鮮人民民主主義共和国（朝鮮）という分断国家になった。どちらの人々も取り上げたいのであるが、本稿では大韓民国に属する人々のみを取上げるので、戦後の国を韓国（大韓民国の略称）とする。名前に関わる家族法が韓国では公開されているのに対して、朝鮮はこの詳細を知ることができないためである（「定住外国人と家族法」研究会 2001）。

朝鮮半島に国籍を持つ人の意味でコリアンを使用するつもりであるが、韓国人と朝鮮人の両方を含めて朝鮮人と選択的に表記する場合もあり（たとえば金敬得 2005）、当事者の使用法に従って使用したい。

韓国／朝鮮語をハングルとする。ただし在日韓国人のなかには朝鮮語や韓国語、また民族語という用語を使用する人のほうが多いのが現状であり、それらを同義語として用いることとする。

在日韓国人の概念規定であるが、本稿では国籍が韓国である者と限定せず、日本国籍を有する者であっても韓国の伝統・文化等に帰属するというエスニシティを自認する者を含むものとする。

## 2. 在日韓国人の名前事情

### 1) 朝鮮・韓国の名前の制度

戦前朝鮮には人々の姓を決定する族譜制度があり、姓と本（または本貫）によって一族の姓が決定されていた。族譜は父系で長男相続の家父長制制度であり、結婚して家族・一族を離れた者であっても姓が変更されることのない姓不変の原則の制度であった（「定住外国人と家族法」研究会 2001）。この姓に個人の名を付けたのである。太平洋戦争が世界戦争へと展開するなか、日本の内鮮一体政策として 1939 年創氏制度（施行 1940 年）が新設された。創氏による改名（創氏改名）は個人の選択であって強制ではないという政策であったとされるが、改名した者に恩典を与え、改名しない者に対しては様々な締め付けを行うことによって、2 年間で 8 割の朝鮮人が創氏改名を行ったとされる。創氏改名をした朝鮮人は族譜が定める姓の使用を禁じられ、創氏改名で決めた日本人としての氏を名乗ることとなった。多くの朝鮮人の氏名は、「日本的な氏」+「朝鮮的な名」という形にとどまったのである（水野直樹 2004）。

植民地からの解放、続く大韓民国の成立により、同国帰属を決めた朝鮮人は植民地時代に奪われた民族名を回復した。韓国は民法の一部として 1958 年に家族法を制定し、新たに姓の制度を整え「戸主制度」を制定した。戸主制度は、家族制度及び家族関係の基本を構成する制度であり、その特徴は、家父長的家長制、夫居制、夫系継承主義の要素を持つ典型的な男性中心の家父長制度であった（金美淑 2010）。戸主制度は 2005 年に男女平等に反するとして最高裁によって憲法不合致判決が下され、代わって、2007 年に「家族関係登録簿法」が新設された。家族関係登録簿法への①「父姓主義」原則の修正、②姓の変更の自由、③親養子制度の導入などで、家族制度における父姓強制条項が緩和された（金美淑 2010）。

### 2) 在日韓国人の姓と通名

植民地時代の族譜から創氏改名を経て戸主制度へと、当時を生きた韓国の人々は目まぐるしく自分の名前を喪失、回復、変更しなければならなかった。具体例として、自らの姓をめぐって日本で初めて「人格権」裁判を闘った崔氏の名前の変更過程を見てみよう。小学校入学当時は崔昌華（チョエ チャンホワ）であったが、小学校在学中に「日本的な氏」+「朝鮮的な名」である高山昌華（タカヤマ ショウカ）となる。1954 年来日後は高山昌華を使うことはなく民族名を名乗った。以来人々からは「サイ」と呼ばれつつも自らは日本語読みを排し「チョエ」と名乗っていたが、1968 年頃から意識して「チョエ チャンホワ」と称するようになり、民族語読み以外を退けた。

しかし、崔氏のような例は多くはなく、韓国籍・朝鮮籍の 80% 以上の人々が通名 = 日本名を使用しているといわれている（民族名をとりもどす会編 1990）。ほとんどの在日韓国人は二つの姓を持ち、両方の姓を使い分けるか、一方の姓を封印するかして日常生活を送っているわけである。

## 3. 名前とアイデンティティ

### 1) アイデンティティと在日韓国人

在日コリアンは植民地時代に渡日した人々とそのあとを継ぐ人々で、1950年朝鮮戦争当時60万人弱の人口があり、その後渡日者（ニューカマー）が加わったが、1990年の69万人をピークに減少に転じ、2007年には59万人となっている。しかし、彼らと帰化者を含めると、現在100万人を超えているといわれている（朴 2005）。日本における少数民族で特徴づけられる人々である。歴史的経緯と「単一民族国家」日本のマイノリティゆえに、日本で暮らすことで多かれ少なかれ差別を経験するのだが、ほとんどのコリアンにとって差別体験はアイデンティティ・クライシスをもたらしている。在日コリアンに関する先行研究も手記なども在日コリアンのアイデンティティが中心のテーマになっているのが常であり、「アイデンティティ」を書名のどこかに付す著書も多い。しかし、それにもかかわらず先行研究等のいずれにおいても、アイデンティティの概念規定はなされていない。それは概念規定をしなかったのではなく、調査・分析に耐えうる概念規定ができなかったか、あえてしなかったように思われる。ここでも大まかなアイデンティティの概念規定に留めておきたい。アイデンティティは、近年日本語訳にすることなく、そのまま用語として使用されるのが常であるが、自己同一性とか自我同一性（意味としては「自分であること」「自己確認」「主体性」「帰属意識」「心理-社会的自己定義」と訳されることが多い（鑑ほか 1984）。

アイデンティティ概念の提唱者エリクソンは、自己同一性は、早期幼児期における自己是認から始まり、青年期のアイデンティティ・クライシスを経て形成されていくが、その大半は生涯にわたって続く無意識な発達過程であると述べている。エリクソンのアイデンティティ概念には、自己と外部社会との関わりが含まれており、「社会構造が不安定で、矛盾し合う多様な価値体系が入り乱れていると、それだけ青年の同一性の葛藤は増幅するであろう。」と青年と社会との関係を述べている（鑑ほか 1984）。

### 2) アイデンティティとしての名前

「カナダでは、子どもは名付けられることによって家族のなかに子どもという位置を占めて新しい個人を創出するという意味付けがなされている。その点でも、すべての家族成員とつながっている家族の姓は、私たちが軽々に崩すべきではない、継続とアイデンティティの象徴なのである。」この文はカナダ・オンタリオ州法改正委員会が子どもの名前に関する見解を示した文の要約である（Ontario Law Reform Commission 1976, Ontario Law Reform Commission 1975）。ここには子どもが家族から与えられた名前で成長することによって個人としての継続性とアイデンティティを形成していくと、名前とアイデンティティの関係が明示されている。

在日韓国・朝鮮人の若者世代のアイデンティティについて、詳細な研究を行った福岡は、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティについて二つのファインディングスを見出している。第1に、被差別体験や日本人の偏見のまなざしを感じとり、アイデンティティに悩む体験をしている。それはどのように生きていったらいいのか、出口のみつからない混迷状態であるという。第2には、彼らの存在とありようが多様化してきている。「民族意識」の維持か日本社会への「同化」といった二極分解の構図ではとらえきれない多様性が認められるというのである（福岡安則 1993）。

在日韓国人のアイデンティティを明らかにする試みとして、民族につながりそうな項目を取り上げてみたのが表<sup>注)</sup>である。一見して多様性が目立って見える。

その中で、全員に共通しているのは、民族差別を受けたり、そのようなことに敏感であったことと、自分が韓国人だと気付いた時期である。小学校に入ったところが最も多く、遅くとも小学校高学年には認識している。もう一点は進路差別（教師の進路指導、就職できない職種があったなど）やさらに深刻な就職差別経験である。アイデンティティ形成に重要な青年期と重なっており、この時期に自己を否定されるような民族的アイデンティティ・クライシスに直面している。

このことと深く関わっているのが、民族的出自アイデンティティである。在日であることを隠し通す人から、韓国籍、韓国人であることを恨んだり否定したり嫌だと思ひ日本人になりたいと切望した人まで、韓国人アイデンティティを確保できる人は少数数ながらいるものの、自己の民族的出自にアイデンティファイしきれないアンビバレントな状態にある人も少なくない。

自己アイデンティティに否定的に働く要因とは別に、エスニック・アイデンティティに肯定的に機能する要因として、民族的伝統、風俗と言語があるとされる（崔昌華 1979）。民族的伝統や文化については、16人のうち幼少時からキムチに親しんだ人は少なくないが、家庭で民族的伝統の要であるチュサ（法事）に触れた人は多くないし、子ども時代に家族のなかで韓国語を学んだ人はわずかに1人である。その1人も家庭教師についてしばらく学んだ程度であった。表の在日韓国人の民族的出自アイデンティティのアンビバレンスは、繰り返し受けてきた民族差別が大きな影響を与えていることを否定するものでは全くないが、民族アイデンティティとなる民族文化や母国語の朝鮮語を身につけられない（あるいは身につけさせられない）できたというべきかもしれないがことも大きいのではないだろうか。また、多くの場合、民族アイデンティティを形成・強化する民族集団やコリアンとの接触はアイデンティティ形成に影響するほどには強くないようにみえる。

16人の国籍をみると、5人が日本で11人が韓国である。韓国籍の全員が成人後の段階で本名（民族名）を名乗っているが、名乗り方や名乗り始めた時期は多様である。民族語読みをしている者9名、日本語読みが2名である。名前は本名の民族読みがほとんどであることがわかる。

国籍と民族的出自との関係の認識も多様である。

アイデンティティに関連しそうな項目について検討したが、多くの項目で基本的にアンビバレントな状態にみえる。

### 3) 名前の名乗り方

韓国人の名前の名乗り方は、全員が成人後の段階で本名（民族名）を名乗っている。しかし、名乗り方や名乗り始めた時期は多様であった。

民族名を民族読みで名乗りはじめた時期は、小学校5年1人、高校時代1人で、7人は大学時代以降である。7人のうち、大卒後のアメリカへの留学手続きが民族名を名乗るきっかけになった人が2人いる。名乗り方では民族語読み9人、日本語読みが2人であった。

それ以外にもともと通名を持たず、本名を日本語読みで名乗っていたが、就職で民族読みに変更した人が1人いる。彼らが名前にもつアイデンティティは極めて強い。

本名しかもたない権大淳は韓国人というアイデンティティが揺らいだことはないという人物だが、韓国語は必要ないと言う一方、国籍と民族は一致させるのが日本社会の観念なので、韓国籍は変更せず、自分の本名は民族読みでなければならないのである（福岡 1993）。

国籍と民族は別という韓国籍の金大元は「本名がすべてです、ぼくにとっては。極端に言えば、

歴史と言葉はいらない，こいつさえあれば。もちろん，言葉とか歴史を覚えようとする努力はしますよ。だけど，こいつをまずやらないことには，話にならない。…略…自分が韓国人の血をもっている者だって表すものは，国籍じゃなくて名前だと思うんです。どうしても名前だけはこだわりたい。」（福岡 1993）

通名で帰化した後に本名をとり戻した朴実は「民族名をとりもどすこと，それは私たちが奪われ，抑圧されてきた自分自身と，歴史や文化をとりもどし，そのことを三世，四世へと伝えていく第一歩である」という（民族名をとりもどす会 1990）。

教職につくため帰化し，その後本名（民族名）を取り戻した金平雄は「民族性を明らかにすることは，本当に永年に亘る切実でまた重苦しい課題でわかまりがいつも胸に宿っていた感じでしたので，このときから晴れ晴れとした，また軽やかな気分をはじめて味わうことができたのでした」（民族名をとりもどす会 1990）。このように，本名を民族読みすることに強いこだわりを持つ人が多い。民族文化も，朝鮮語もなくとも，民族読みの本名なのである。そこからうかがわれるのは，在日韓国人にとっては，本名を民族読みで名乗ることこそエスニシティを背負った自己のアイデンティティの最大の拠り所になっているということである。

しかし，国籍や民族語や文化でなく，まず名前なのであろうか？推察するに，国籍も韓国語も日常的に露出するものではない。これに対して，名前は他者によって呼ばれるものであり，自ら名乗るものであって，常に人々の耳目に触れる最も身近な存在である。民族名を名乗ることは「あえて自ら朝鮮民族の出であることを社会に明らかにしながら，朝鮮人として生きるということであり，「朝鮮人として生きていく旗印，民族性の宣言がまさに民族名である」（加島宏 1990）という役割をとっているのである。

韓国籍の在日韓国人が名乗る民族名を当事者自身はどのように表記しているのだろうか。確認できた何人かの例を挙げておくこととする。

姜尚中（カン・サンジュン）

姜信子（きょう・のぶこ）

崔善愛（チェ・ソンエ）

車育子（ちゃ・ゆっちゃん）

朴一（パク・イル）

李国本修慈（り・くにもと・しゅうじ）

民族読みの人の場合は，振り仮名がカタカナ表記かひらがな表記にわかれている。それぞれの理由があるはずだが，それを語っている人は残念ながらいない。李国本修慈はひらがな日本語読みであるが，呼び名は国本を使っている。名前の読み方の決定は自由裁量のようにみえる。このこと自体に問題があるとみなくてもいいだろうが，なぜ自由裁量なのかは知りたいところである。

#### 4. 結びにかえて

在日韓国人（帰化者を含む）にとって，名前（本名）は単なる自己アイデンティティの象徴にとどまらず，またオンタリオ法改正委員会のいう家族アイデンティティを保証するにもとどまらないものであった。在日韓国人（帰化者を含む）にとっての名前は，自己アイデンティティと民族アイデンティ

ティの最大の拠り所であることが明らかになったのである。さらにいえば、それは国籍やチェサ（まつりごと）さえも引き受けるのである。

ところが一方で、名前に対してこれまでとは違った見方をする人たちも出現している。

アメリカ留学の際に民族名を名乗ることになった柳和美は、留学で国籍や民族にこだわらなくなったという。韓国語ができない韓国人がいてもいいではないかと思うし、祖国も母国も自分の国もないと自認する（福岡 1993）。民族名を名乗ることがエスニック・アイデンティティに直結しない名乗り方で、むしろ自己アイデンティティの方に重きがある。

自分の文化は日本文化、母語は日本語、友人と違うところは国籍だけという姜信子は民族名を名乗るが、日本語読みという例である。韓国で暮らした経験から韓国人にはなれないと実感した。さらに日韓の外に広がる世界を訪ねることで、「日韓の二項対立という構図の中で語られてきた『民族』の強力な縛りからようやく自由になった。」そして「『民族』とか『国民国家』に回収されるばかりではない生のあり方、人と人のつながりを探したい」と思う。自らにつながる民族や国家による呪縛を解いて自分を解放していくこと、それを「棄郷の旅」と名付けている（姜信子 2000）。そこに海外で暮らして変わった柳和美と同様の心性が認められよう。

在日韓国人は今や三世、四世、さらに五世の時代に入っており帰化者が100万人を超えるという現実のある一方で、民族語を名乗るコリアンが増加しているという。大阪市の調査によれば、在日コリアン（在日韓国人だけではない）の本名使用率は50代・40代で7%、30代では15%、2002年時点での29歳以下で20%になっている。若年世代では民族名だけでなく母国語のハングルを習得しようとする人が増えているともいうのである（朴一 2005）。1990年代に福岡がすでに指摘していた彼らの変容が一層鮮明になっているようである。

このようなコリアンの急速な変化を考慮すると、名前への意味づけにも名乗り方にも変化は起きているはずである。どのように変わっているのか、変わっていくのかも今後の課題となる。

名前は民族語読みが多いことがわかったので指摘しておきたいことがある。同じ漢字文化圏に属する日韓では、実際問題として、漢字の読み方が問題になるということである。近年日本では、海外の韓国・朝鮮人の名前をハングル読みにしてきたが、今後も増え続ける在日韓国人（帰化者を含む）の名前の漢字表記の民族名をどのように読むことになるのだろうか。在日コリアンからすれば、民族語読みであることが強く望まれることは必定だ。現在、帰化に際し本名の民族語読みが認められている。そうであれば、日本側の漢字の読み方対策が避けて通れない問題になることであろう。

本稿では取上げなかったが、最後に在日韓国人の帰化問題について触れておきたい。1985年の国籍法改正により父系制から双系制に変更となり、子の国籍の選択が可能となった。さらに、「それ以前のように帰化に際して日本的氏名を使用することを厳しく要求されることはなくなった」（金敬得 2005）という。名前の名乗り方の選択肢が広がったことになるが、これが実際にはどのような影響をあたえているのであろうか。

在日韓国人（帰化者を含む）にとって、自己アイデンティティと民族アイデンティティの最大の拠り所となってきた名前であるが、在日コリアンの変化は彼らの名前にどのような影を落とすのであろうか。

## 「注」

本表に登場する個人は下記の文献に依拠した。各々の文献はそれぞれの関心に基づいて記述されているため、表には空欄ができています。

金敬得『新版 在日コリアンのアイデンティティと法的地位』（明石書店，2005）。

福岡安則『在日韓国・朝鮮人』（中央公論社，1993）。

福岡安則・辻村ゆき子『ほんとうの私を求めて 「在日」二世三世の女性たち』（新幹社，2007）。

姜信子『棄郷ノート』（作品社，2000）。

崔善愛『父とショパン』（影書房，2008）。

車育子『旅する名前』（太郎次郎社エディタス，2007）。

民族名をとりもどす会編『民族名をとりもどした日本籍朝鮮人 ウリ・イルム』（明石書店，1990）。

We編集部「誰もが当たり前生きていくために—24時間の生活支援を<仕事>にする インタビュー 李国本修慈」『We』173号，2011，pp.19-30。

## 「引用文献」

我妻榮編．1956．『戦後における民法改正の経過』（日本評論社）。

崔昌華．1979．『名前と人権』（酒井書店）。

福岡安則．1993．『在日韓国・朝鮮人 若い世代のアイデンティティ』（中央公論社）。

外国人権法連絡会．2008．『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2008年』（外国人権法連絡会）。

井戸田博史．1999．「序に代えて—夫婦別氏か夫婦別姓か」増本敏子・久武綾子・井戸田博史．『氏と家族—氏(姓)とは何か—』（大蔵省印刷局）。

加島宏．1990．「基本的人権としての民族名—氏変更申立てのための実践マニュアル—」民族名をとりもどす会編．『民族名をとりもどした日本籍朝鮮人』（明石書店）。

木棚照一監修．2001．「定住外国人と家族法」研究会編著『「在日」の家族法 Q&A』（日本評論社）。

金美淑（金香男訳）．2010．「盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権の家族政策—三つの法案を中心に」伊藤公雄・春木育美・金香男『現代韓国の家族政策』（行路社）。

水野直樹編．2004．『生活の中の植民地主義』（人文書院）。

民族名をとりもどす会編．1990．『民族名をとりもどした日本籍朝鮮人 ウリ・イルム』（明石書店）。

Ontario Law Reform Commission.1976. "Report on Change of Name". Ontario, Ministry of the Attorney General.

Ontario Law Reform Commission. 1976. "A Woman's Name A Study Paper Issued October 1, 1975" appendix E of "Report on Change of Name". Ontario, Ministry of the Attorney General.

朴一．2005．『「在日コリアン」ってなんでんねん？』（講談社）。

鐘幹一郎・山本力・宮下一博共編．1984．『アイデンティティ研究の展望 I』（ナカニシヤ出版）。



表 在日韓国人のアイデンティティにかかわる属性

	国籍	本名・通名	冠婚葬祭	同胞との交流	韓国語	出自民族	民族にかかわることと社会	韓国人と知る時期
朴実	韓→日	通→本		教会, 民族名の会	20代で学ぶ	長い否定	進学差別・就職差別	小低学年
鄭良二	高1帰化	通→本		民族名の会		帰化まで否定	進学差別, 大卒時朝鮮籍に戻す試み不成功	幼稚園
朴恭子	韓国	青年会後民族読みのみ		青年会		高1公表, 苛めなし	就職差別, 商銀就職後韓国青年会勤務	小1
権大淳	韓国	就職で民族読み	あり		なし	公表, 苛めなし	通名なし, 国籍と民族は一致	小4
柳和美	韓国	米留学で民族読み				考えたくなかった	韓国籍の影響避け外資系就職	小2
徳水光雄	韓→日	通名のみ使用		ほとんど無し		隠す。帰化隠さず	'87帰化, 24歳, 家族全員。祖国は日本	
小川陽子	韓→日			専門学校, 職場	なし	父の子韓国人	母日本人, 19歳で妹と帰化, 杉山から小川	中学入学前
李敬宰	韓国	高卒後本名のみ		むくげの会組織			解放教育学ぶ, 指紋押捺拒否	小入学前
李昌宰	韓国	小5頃本名宣言		トッカピ子供会			解放子ども会, 高校で国籍条項撤廃運動を	小1
金大元	韓国	大1から本名のみ	チェサ頻繁, 守る	無し		国籍と民族は違う	大1民族意識目覚め通名捨てる	
崔善愛	韓国	米留学で民族読み				崔ロイス 26歳まで	父のいう「民族性」に悩む	
金平雄	韓→日	通→本		民族名の会		帰化が負い目	就職不可, 帰化で高校教員に	
金敬得	韓国	通名捨て民族語読			弁護士後ソウル3年半	出自を恨み日本人希望	大卒時就職できず。朝鮮人の自己を奪還	小入学頃から
李国本修慈	韓国	日本語読呼名国本					高卒まで国本, 20歳頃から李国本。	
姜信子	韓国				韓国に住む	韓国で異邦人	自分の文化日本文化	
車育子	韓国	日本語→朝鮮語読		80年代民団	外国語でない塾で	日本人を望んだ	高校で安田から車, 教師不可で進学断念	学童期から